

## 陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	2733～2738	受 理 年 月 日	令和6年11月27日
件 名	西京区及び右京区の市営住宅への指定管理者制度導入の撤回等		
要 旨	<p>来年4月から、西京区・右京区内の市営住宅の管理運営を指定管理者制度にすると聞いた。しかし、市営住宅の住民一人一人に直接の説明はされていない。今までと何が変わったのか、なぜ指定管理者制度にする必要があるのか、全く分からぬ。</p> <p>民間活力を導入することで競争によるサービスの質の向上や高齢者の見守りなど新たなサービスが期待できると京都市は言っているようだが、西京区内で既に民間事業者が指定管理者になっている府営住宅の住民からは、指定管理者制度になって良くなったという話を聞いたことがない。これまで市営住宅の住民同士のトラブルがあったときには、京都市職員と住宅供給公社の職員が丁寧に粘り強く解決に向けて努力をしてもらったが、指定管理者になった府営住宅では同じような問題に対して事業者は乱暴な対応をしたという話を聞いている。</p> <p>西京区・右京区の市営住宅の指定管理者の優先事業者に京都市住宅供給公社が選ばれたと聞き、これまでずっと住宅供給公社が管理していたので、継続に安どする声もあるが、指定管理者になると4年間という期限があり、4年ごとに管理者が変わってしまうという不安が付きまとつてくる。また、これまでと同じ住宅供給公社ならば、今のままの管理の委託でよいのではないかと思う。なぜ今までどおりでは駄目なのか分からぬ。</p> <p>これまでから市営住宅の住戸の改修の面などでは、もっと改善してほしいところがあるが、今は京都市が責任を持って管理しているという安心がある。指定管理者では、管理する事業者がころころ変わってしまうことや何かあったときに安心して相談できるのかという不安がある。</p> <p>市営住宅に導入した指定管理者制度がどうだったのかという検証もされていない中で、新たに西京区や右京区に広げていくことはやめてほしい。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者制度導入決定までに入居者への説明を市営住宅ごとに行うこと。</li> <li>2 西京区・右京区の市営住宅に指定管理者制度を導入しないこと。</li> </ol>		
陳 情 者			
回付委員会	まちづくり委員会		